

東日本大震災の救援と生活復興に向けた緊急提言

新しい公共をつくる市民キャビネット農都地域部会からのプレゼン

東北・関東大地震による津波が東北・関東地方を襲い多くの命と生活を奪った。それに福島原子力発電所の事故は、いまだ予断を許さない状態にある。

津波被災した地域、原発事故の汚染地域への全面復帰は容易ではなく、当面は限定的な復帰となり、全体的には長期的な復興期間になると観られる。

いまなすべきことは、総合的な緊急災害復興事業の確定。とりわけ20万人超といわれる避難者が安心して生活復興できる移住場所の確保である。

全国的に所在する遊休農地、空き屋、空き施設を再活用した有機農業等の導入による農山村地域の再生である。食糧の質と量の安全保障を担保することを目指した農業者等と都市市民が連携した国民的な復興事業の推進である。

更には、再生可能なエネルギーと省力化、情報化を活かした6次産業化と新たな生活様式を創り上げる構造改革をいま果たさなければならない。

東日本大震災は、これまでの経済・社会システムやライフスタイルを継続することを困難にしている。これが契機になり我が国はパラダイム転換する状況になってきた。この観点から次の事項を緊急提言としてまとめ政府・地方自治体はじめ、各企業・団体、全国の生活者にアピールする。

提言 <その1>

政府・都道府県は、東日本大震災に対応し、全国の遊休農地・空き家・空き施設の公的借上と利用権貸与する構造特区を指定し被災者の優先入植を慾望する。公的借り上げ者（政府・都道府県）は、入植者、支援法人（農業法人、新公益法人、特定非営利活動法人等）と事業協定をする「生活復興システム」を導入し早急に実施することを提言する。以下、その概要である。

政府・都道府県は、遊休農地、空き家、空地・空き施設を公的に借上げ、利用権による貸出をする制度をつくり、入植者の募集ができる構造特区を全国的に指定する。被災者の受け入れをする市区町村・地域には、災害復興に関わる特別復興施策等による事業予算を付け優先指定する。

この実践地域・自治体と事業法人は都道府県に登録し、公的借り上げ者（政府・都道府県）は入植者及び協働する法人（市区町村と連携している、農業法人、新公益法人、特定非営利活動法人、農都協同マネージメント法人等）と双務協定（コンパクト）を締結する。

有機農業を活かした食と再生可能なエネルギーの活用推進、被災者の入植をサポートするネットワーク及びインストラクターの養成制度、被災受講者の研修支援、都市生活者向けの農力研修等の制度を創設する。

以上

平成23年4月5日

新しい公共をつくる市民キャビネット農都地域部会
代表 河口博行